

政経研究時報

No. 22-2 (2019. 10)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2019年度第2回公開研究会 新書大賞2019受賞記念 報告者:吉田裕

戦後歴史学と軍事史研究 — 『日本軍兵士』を手がかりにして —

主催者挨拶 相田利雄 ... 1

参加記 吉田裕「戦後歴史学と軍事史研究」に参加して 中瀬勝義 ... 2

政経時評

戦時体制下の徴用工制度と朝鮮人徴用工の工場動員 柳沢遊 ... 6

定例研究会

大久保亮治報告「労働価値論と弁証法的唯物論」についてのノート 佐藤亮治 ... 8

現代経済研究室研究会

MMT（現代貨幣理論）の有効要因の解明 坂本暉正 ... 10

GAFA などデジタル巨大企業の財務構造 小栗崇資 ... 12

研究所の動向（2019年4月～2019年6月） 15

2019年度第2回公開研究会（2019年9月20日）

新書大賞2019受賞記念

戦後歴史学と軍事史研究

— 『日本軍兵士』をてがかりにして—

吉田 裕

（よしだ・ゆたか 公益財団法人政治経済研究所理事／

同附属東京大空襲・戦災資料センター館長／一橋大学大学院特任教授）

主催者挨拶

相田利雄

（政治経済研究所 代表理事）

政治経済研究所代表理事の相田利雄です。
本日は、沢山の方々が、この公開研究会に

参加いただきありがとうございました。また、本日の講演者の吉田裕先生には、快く講演者を引き受けていただきありがとうございました。

この研究所は、『政経研究』という雑誌やその他の刊行物を発行し、同時に、公開研究会をはじめとした各種研究会を開催しています。また、受託事業等の調査活動も行っていきます。こうした種々の事業の中で

も公開研究会は研究所の中心的な存在です。テーマは、政治・経済・文化・社会などの分野で、現状分析や歴史研究を行うものです。そして、特に重視しているのが、日本の内外で起こっている重要な事象を取り上げることです。

公開研究会は年に4回開かれますが、本日の研究会は、2019年6月から始まった新体制下での初めての研究会です。

今回は、特別な荣誉ある賞をいただいた吉田裕さんに講演をお願いしてあります。

「新書大賞 2019」は、2017年12月から2018年11月に刊行された1,600点以上の新書を対象にしています。有識者、書店員、各社新書編集部、新聞記者など、新書に造詣が深い方々111人が投票した結果、吉田裕先生の『日本軍兵士』が大賞に輝いたのです。

吉田先生は、若い世代に届く言葉で書くことを強く意識されて、この本を執筆しております。学者たちの中には自分の研究を読み手や聞き手を無視して難しい言葉で表現する人が多いのですが、これでは、せっかくの研究成果を他人に伝えることができません。吉田さんは、そうした学者た

ちと異なった学風を持っています。

また、吉田先生は、3つの問題意識を、この本の冒頭で次のように述べています。

「日本がアメリカ・イギリス・中国などの連合国との間で戦火を交えたアジア太平洋についてすでに多くのことが論じられてきたが、『日本軍兵士』では、従来の議論を踏まえたうえで、切り口を大きく変え次の3つの問題意識を重視しながら、凄惨な戦場の現実を歴史学的手法で描き出してみたい。1つ目は、戦後歴史学を問い直すこと、2つ目は、「兵士の目線で」「兵士の立ち位置」から、戦場をとらえ直してみること、3つ目は、「帝国陸海軍」の軍事的特性との関連を明らかにすることです。

以上の3点を念頭に置きながら、今日の講演をお聞きいただきたいと思います。

なお、吉田先生は、政治経済研究所の付属機関である、東京大空襲・戦災資料センターの館長を務めております。

それでは、皆さん！吉田先生の講演をお聞きください。そして、講演の後には、活発な質疑応答が行われることを願っています。よろしくお願い致します。

公開研究会参加記

吉田裕「戦後歴史学と軍事史研究」に参加して 中瀬 勝義

(なかせ・かつよし 海洋観光研究所／NPO法人地域交流センター)

はじめに

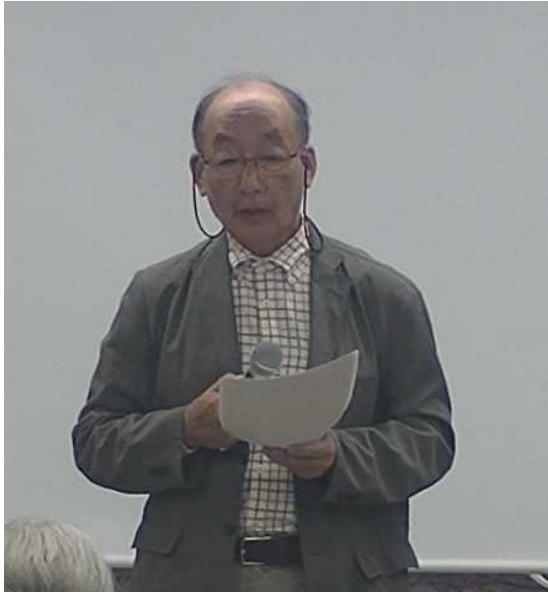
筆者は、東京大空襲・戦災資料センターで『東京大空襲戦災資料センター 資料を読む会』を2014年1月から続け、6年目になった。なぜ、江東区にこのような大空襲がもたらされたのかを考えたいと思い、

東京大空襲・戦災資料センターの梶慶一郎氏と協力し、仲間を募り、続けてきた。私は東京大空襲の40日前に亀戸で生まれ、母が荒川放水路に逃げて偶然にも助かった経験を持っている。当初は東京大空襲・戦災資料センターの証言映像や『敗戦日記』などから読み始め、参加者の話題提供、渡辺新事務局長の「十五年戦争小史」と続き、

一昨年末の会合で 2018 年は日韓の歴史を学び、相互理解の大切さを知るために韓国の現代史をゆっくり読んでいる。

本稿では、吉田裕先生の研究会での報告概要と若干の雑感を記し、公開研究会参加記としたい。

I 戦後史の中の軍事史研究



報告する吉田裕理事

吉田先生のお話は、軍事史の史学史的なお話から始まった。

戦前の軍事史研究は、陸軍士官学校卒・正規将校でありながら社会主義に共鳴し、停職処分となった松下芳男（1892～1983）の実証的な軍事史研究（松下『明治軍制史論』）に集大成される。戦後の軍事史研究の基礎を据えた研究は、中島欣也『銀河の道 “社会主義中尉” 松下芳男の生涯』があり、マルクス主義の立場から書かれた軍事史研究は小山弘健『近代軍事技術史』等がある。

吉田先生の恩師でもある藤原彰は下級将校で正規（陸士 55 期、1922～2003）将校

だった。藤原は、復員後東京大学文学部に入学し、『中国戦線従軍記』を著している。その他に秦郁彦『実証史学への道』がある。1959 年に東大修士課程に進学した伊藤隆（1932 年生まれ）は、『原敬日記』の輪読を希望者で始めたが、日本近代史の講座担当の下村富士男から「これは自分にとっては同時代だから歴史の対象にはならない。君らで勝手にやりなさい」と言われている。

こうした学問状況の中で、戦争の原因、敗因、天皇制等に大きな関心を持つ若者にとって、伝統的な歴史学は克服の対象でしかなかった。急速にマルクス主義に傾斜していった若い世代が近代史の担い手となった。そうした中で軍事史研究を担ったのは防衛庁・自衛隊を中心に旧軍関係者などで、長谷川優也『旧陸海軍復員官署における戦史編纂』、庄司潤一郎『「戦史叢書」における陸海軍並立に関する一考察』等であった。1955 年の防衛庁（現防衛省）戦史室開設以来、1971 年まで戦史室に在籍した戦史編纂官等は 121 人中 118 人が陸軍士官学校・海軍兵学校・海軍機関学校の出身者であった。さらにこの 118 人のうち陸軍大学校出身者は 36 名、海軍大学校出身者は 8 名おり、戦史室は旧軍エリート将校、それも陸軍中心の集団の性格を持っていた。そのことは『戦史叢書』のあり方を大きく規定し、作戦本位で兵站・衛生・情報等を軽視している。

他方で、戦後歴史学における軍事史研究は進展した。先駆的叢書としては、マルクス主義的な軍事史研究の藤原彰『軍事史』、旧軍人からの聞き取りが強みの秦郁彦『日中戦争史』、庶民の戦争体験記の歴史的資料としての重要性に着目した家永三郎『太平洋戦争』が現れた。さらに 1970 年代には、藤原を中心とした流れの大江志乃夫が極めて実証的な軍事史研究に取り組むようになる。

1990 年代に入ると、民衆史、社会史・

地域史の側から戦争や軍隊を捉え直そうとする研究が急速に進展し、戦争体験をまったくもたない報告者の吉田先生（1954 生まれ）らから軍事史研究内容が大きく転換した。早稲田大学の鹿野政直の指摘によると、「それは、国家が戦争したという原点から一人ひとりが戦場へ行かされ、また行ったという視点への移動であった」とされる。狭義の軍事史から広義の軍事史への移動で、国家史の主題から民衆史の主題への移動であった。

II 私 の 軍 事 史 研 究

吉田先生は基地の町の埼玉県入間市に育ち、吉田先生によると「男の子文化」と呼ばれているようであるが、幼少期は『少年サンデー』等の少年漫画週刊誌で「戦記物」ブームの中で育った。東京教育大学に進み、家永先生に教わり、一橋大学大学院で藤原先生に師事し、軍事史研究を志すが先行研究は乏しかった。この頃に読んだフリードリッヒ・エンゲルスの軍隊、戦術の変化を社会の変化から読み解く、軍隊を社会の深みから捉え直す軍事論をむさぼり読み、影響を受けた。1980年代には、政一軍関係史的な軍事史研究、その後は南京事件など戦争犯罪研究に取り組み、戦争責任や戦後処理の問題に関心が拡大した。

今回、新書大賞を受賞した『日本軍兵士』（中公新書、2017年）は、「兵士の目線」を重視し、死にゆく兵士の立ち位置から戦場の凄惨な現実を再構成して戦死者の死に方の諸相を統計的に眺めてみようを試みた。方法論的には兵士の身体と心の問題を重視し、読者が自分自身の問題に置き換えやすいようにした。1943年軍医部部長会議における「戦況の様相に鑑み空中勤務者の疲労回復は刻下喫緊の用務（中略）薬物による疲労回復の直接手段と併せて（中略）あらゆる方策を講ずるを緊要とす

る」とされているが、その一方でメンタルの問題について、陸軍は精神疾患などを配慮したが海軍や皇軍は全く配慮していないことが判った。

吉田先生は、軍隊の中の「日常」という問題が背景に退き、兵士の日常の悩みを軽視したことが課題だ。アンパン、あんこをつけた食パン、カレーライス、肉じゃが等々軍隊の中で誕生したものについて注目したいと考えた。戦争末期の松戸飛行場では整備兵が近隣の農家から「買い食い」をする等食糧事情が逼迫していたが、それにもかかわらず、その貧しい食事を「生まれて以来初めての美食」だとする兵士がいる等、軍隊とそれを支える農村の貧しさがわかる。また、性暴力問題を軽視する社会も課題であった。

吉田先生は、「戦時下という非日常の状態にあっても、兵士は日常の営みを持っているということ、日常の中で兵士はどのような価値観を身につけ軍隊内秩序に訓致されていくのか等々」の課題が残るという。

III 質 疑 応 答 か ら

フロアーからの質問に応答する吉田先生の説明にも目を見張るものがあつた。戦争は「男の子文化」で、女性は全く知らない傾向がある。地域の戦争の掘り起こし地域市民運動に関わり、多様な情報を生み出したが、中には全く語ってくれない人も多かったという質問などに代表され、ほとんどの質問に吉田先生は丁寧に応えていた。その要旨は以下のようなものである。

戦後の軍事史研究は少なすぎる。再就職先の少ない自衛隊員などの高齢化により、今後の研究が危惧される。「男の子文化」の影響があり、軍事用が分からないという質問に対しては、戦前と戦後の軍事用が違いすぎるので、軍事用語辞典などが必要である。但し、書き手がないという問題があ

ると回答している。軍事史の女性研究者は少ないが、ジェンダー論の隆盛もあり増えてきている。体験記も多くあるが、私家本が多く、公開が少ないという問題点がある。

ドイツに対し、日本の戦争責任の取り方は不十分で、世界から見て長期的に日本のマイナスになる。



会場の様子

IV 研究会に参加して

新書大賞の講師の話は判りやすく、戦争責任をうやむやにしてきた日本政府等の認識の問題点を再認識させられ、本当の歴史を学ばねばならないと痛感した。

お話は、浅学な身にも判りやすく、大変刺激になった。日本は朝鮮半島を植民地化し、中国東北地方満州に理想の国をつくると中国にも戦線を広げ、太平洋戦争時には小学校の先生までもが小学生に「天皇にいのちを捧げよ」と教えるまでになっていった。太平洋戦争の戦線では厳しい食糧事情で、多くの兵士が餓死したと聞いている。現在の日本の政権は、その時代に戻すことこそが「日本復活」と考える愚か者たちだ。

被害は子供たちや貧しい人々に集中することに思い致さねばならない。人権尊重がポイントだ。

吉田先生のお話の中で「男の子文化」というのがでてきたが、戦後、少年漫画週刊誌「戦記物」ブームの中でも、反戦思想よりも戦争賛美的なものが多かったのではないかと思う。反戦童話作家の黒田征太郎氏によると、ドイツは戦争を徹底的に反省し、ベルリンの街中にはたくさんの反戦施設があるといい、日本も徹底的に反省を世界に示さなくては世界の孤児になると強調している。

明治以降の歴史を見ると、三井、三菱、住友などの財閥や森コンツェルン、日産コンツェルン、理研コンツェルンなど新興財閥が日本の軍国主義化の中で成長し続け、戦後はそれが6大企業集団として、現代ではトヨタグループなどが加わり日本の政治経済を牛耳り続けていると思わざるを得ない。その時どきの政府はその中で企業の利益を付度し続けている感がある。韓国の徴用工問題に限らず歴史を歪めた認識から真の歴史認識にならなければならない。

(参考資料)

中瀬勝義『屋上菜園エコライフ』七つ森書館、2006

中瀬勝義、明戸真由美、庄司邦明『海洋観光立国のすすめ』七つ森書館、2007

中瀬勝義『「資源のない国」から「自然豊かな国」へ』現代に生きる安藤昌益、お茶の水書房、2012

中瀬勝義『ゆたかで楽しい海洋観光の国へようこそ!』七つ森書館、2016

政経時評

戦時体制下の徴用工制度と朝鮮人徴用工の工場動員 柳沢 遊

(やなぎさわ・あそぶ 慶應義塾大学名誉教授)

I 戦時下の労働力不足対策 —朝鮮人労働者の動員—

現在、日本政府は、韓国向け輸出手続きを厳しくして、韓国の民衆と政府の反発を招いている。事柄の発端には、徴用工問題での日韓に歴史認識の違いがあった。そこで、小稿では、朝鮮人の日本工場・鉱山等への労働動員について、基礎的な事実を確認しておこう。徴用工問題、それは、戦時体制下で、日本人が朝鮮人に遂行した加害の一つであるとともに、日本人・中国人の強制的動員体験でもあった。

労働力不足を植民地労働者の動員によって補充しようとした戦時下の日本企業は、まず、必要な労働力を朝鮮総督府に申請し、特定地域の日本人警察官と申請企業の募集員が連行していくことができるようにした(1939年)。太平洋戦争開始後の1942年2月には、総督府内に、朝鮮人労働者のあっせん協力事業を行う「官斡旋」方式が広がり、企業はより短期間で、希望通りの労働者を集めることが可能になった。この制度では、朝鮮半島各地に割り当てが課されて集められたもので、行政機関の関与は明確であり、各種の証言などをみても強制性が強まっている。さらに戦争末期の1944年には、日本人に適用されていた「国民徴用令」が朝鮮に適用され、工場に朝鮮人の強制連行を強行できるようになった。朝鮮人がこの徴用の対象になり、徴用によって強制連行された。この間に動員された労働者は、のべ約70万人に及んだといわれる。彼らは、炭鉱・鉱山・土木建築現場で過酷

な労働を強いられ、犠牲となった人も多かった(糟谷憲一他『朝鮮現代史』山川出版社、186-187頁、西成田豊『労働力動員と強制連行』山川出版社、25-43頁)。以下に述べるように、徴用工制度は、当初の政策意図をこえて、拡大運用され、戦争末期には日本人と朝鮮人の双方が、その適用対象となった「国家による労働動員政策」の象徴であった。

II 「徴用工制度」とはなんであったか。

「徴用工」問題は、多くの朝鮮人、日本人にとって、戦後、徴兵(応召)とともに忘れられないつらい戦争体験記憶であった。ここでは、戦時下日本政府による徴用工制度とは何であったかについて、簡潔に説明しておこう(佐々木啓『「産業戦士」の時代』大月書店、2019年、第1章を参照)。徴用工制度は、敗戦時に600万人以上を動員していた、戦時労働力動員政策のなかで中軸的な位置にあった制度である。1939年7月に国民徴用令が制定され、当初は限定的に運用されていた。日中戦争が泥沼化した1940年10月、41年の国民徴用令改正によって、徴用令の対象者は、「技能者」の枠を超えて、大きく拡大した。その結果、1939年に850人であった新規徴用者は、1940年に5万2千人余、1941年には25万8千人に急速に拡大した。さらに1941年8月には民間事業所への適用も実行に移されることになった。これにより、国家による動員、民間企業による徴用労働力の使用、という関係が生み出された。

1940年から42年にかけての徴用制度の急速な拡大は、動員される日本人労働者に様々な生活上、勤務上の矛盾を拡大していった。内務省や司法省の調査は、従来の仕事を辞めさせられ、工場に入所した徴用工は、劣悪な住宅問題、食糧遅配、賃金問題のほか、徴用先の工場の規律、労働時間の長さ、作業内容の危険性など、労働環境の劣悪化に直面していたことを、生々しく伝えている。すでに、42年～43年の時点で、徴用制度は、徴用される本人ばかりでなく、その家族や親族、雇用主など、日本国民の幅広い層から忌避されたのである。徴用工の不満の高まりは、徴用工の逃亡、「二重稼ぎ」、特に若年徴用工の「不良化」問題の顕在化として、同時代の司法省刑事局の調査に残されている。こうしたなかで、戦況の一層の悪化のなかで導入されたのが、第3次改正国民徴用令であった。この法律は、1943年7月に導入された。この改正で、「徴用は国家の要請に基づき帝国臣民をして、緊要なる総動員業務に従事せしむる必要がある場合に之を行ふものとする」（第2条）ことと定められた。徴用の国家的性格がより強調されるようになった。そして、日本の南方戦線が、壊滅的な打撃をうける1944年になって、「帝国臣民」である朝鮮人も、この徴用工制度の対象になった。朝鮮人労働者は、主に炭坑・鉱山・土木建設現場など、日本人就労場所よりさらに劣悪で、危険を伴う職場で、強制的に労働させられた。1944年末の内務省特高課による集計では、1944年末に日本本土内に191万人余の朝鮮人がおり、そのうち強

制連行してきた「集団移入労働者数」は、24万3,513人に及んだという（内務省『昭和20年内鮮関係綴り』、日垣隆『「松代大本営」の真実』講談社現代新書、113頁より）。朝鮮人徴用工は、大本営の移転先として構想された「松代大本営」など、危険で劣悪な土木現場で強制的に働かされたのである。鹿島建設や西松組、ハザマ組などが、朝鮮人の強制動員の陣頭指揮にあっていた。

以上から明らかのように、狭義の徴用工制度で動員された朝鮮人労働者問題は、日本の植民地支配と戦争末期の非合理的な労働動員政策の両側面から理解されるべきことである。また、1942年11月以降には、中国人労働者の強制連行も実施されたことも忘れてはならない事実である（西成田、前掲『労働力動員と強制連行』55～70頁）。1970年以降、各府県レベルで、研究者や当事者による徴用工運用の実態が明らかにされてきたが、それらの研究成果が、高校や大学の教育現場に生かされることがなかったことが、今日における「朝鮮人徴用工」問題、さらに「日本人徴用工」問題への国民の認識不足を生み出したことを、私たちは反省しなければならない。

2019年の今、アジア太平洋戦争の「銃後」で日本政府が強行実施した恐るべき「徴用」の実態を、戦後生まれの日本人が真剣に学習すべき時が来ている。そういうプロセスを得て、はじめて日韓請求権協定の締結のもつ意義と限界が、東アジア地域の近現代史のなかで、客観的に把握することも可能になろう。

定例研究会

大久保亮治 研究報告

「労働価値論と弁証法的唯物論」についてのノート

佐藤 亮治

(さとう・りょうじ 公益財団法人政治経済研究所主任研究員)

I 科学的認識の類的発展

サン・シモンもヘーゲルもその時代の最も広い学識の持ち主であったが、個人としてはその知見は限られ、また時代の知識と見解もやはり制限されていた。しかし、人類の歴史を1つの発展過程と見る歴史観では、外界全体の体系的な認識は、世代から世代へと積み重ねられて拡大深化する認識過程の中にあり、それらが自然と歴史との体系をなしているのである。

II 古代ギリシャ哲学の弁証法的世界観
——その全体としての

正しさと不十分さ

古代ギリシャ哲学の世界観は、なにものも、もとのままのもの、ところ、状態にとどまるものはなく、すべてのものが運動し、変化し、消滅するという、原始的で、素朴な、しかし実質上正しい弁証法的世界観であった。

こうした世界観は、自然や人間の歴史におけるさまざまな現象の全体の一般的な姿を正しくとらえているにしても、その全体を構成している個別的なものが解明され、諸関連の全体が明らかにされなければ、全体の姿は中身の無い外観にとどまる。

個別的なものを認識するためには、それらをその自然的または歴史的な連関から取り出して、それぞれ別個に、その性状、その特殊な原因と結果などを研究しなければならない。

III 15世紀の後半からの

自然科学の巨大な進歩
——個別的な対象の研究と
形而上学的唯物論

自然研究はアレキサンドリア時代、中世のアラビア人による発展を経て、15世紀の後半から自然科学の巨大な進歩が始まる。自然の事物や自然過程は、個々ばらばらに分解されて、研究された。自然過程や自然対象をそれらが運動し生きている大きな全体的連関から切り離して、静止的な死んだものとしてとらえられることによって、経験的な自然科学は飛躍的に発達したのである。

こうした自然科学の巨大な進歩によって、ギリシャ哲学の世界観における全体を構成する個別的な諸要素が次第に解明され、科学的認識に巨大な進歩がもたらされた。

しかし、こうした諸連関を切り離して個別的な対象を捉えるという考え方は、ベーコンやロックによって自然科学から哲学に移され、イギリスの経験論的な形而上学的唯物論、機械論的な唯物論の考え方を作り出した。

形而上学的な考え方は、物事を、もっぱら媒介のない対立において考える。事物とその思想上の模写である概念とは、個々ばらばらな、他のものとは無関係な、固定した、不動の、一度与えられたらそれっきり変わらない研究対象なのである。その思考方法が形式論理学である。

しかし、そうした個々の過程や対象は相互に連関しあい、そうした諸連関のなかで生成と消滅を経過し、そうした過程の中を運動しているのであるから、こういう実在する諸過程を捉える思考方法は、形而上学

的思考の枠には収まらない。形而上学者にとっては、ある物は存在するか存在しないかのどちらかである。物はそれ自体であると同時に他のものであることはできないのである。

IV ヘーゲルの弁証法——観念論的弁証法

形而上学的な方法は、カントやヘーゲルによって、理論的には打破されていた。ヘーゲルは思考の最高の形式としての弁証法を再びとりあげ、歴史のなかに発展を、内面的な連関を証明しようとした。

ヘーゲルの体系で、はじめて自然的・歴史的・精神的世界の全体が1つの過程として、すなわち、不断の運動、変化、転形、発展のうちにあるものとして示され、またこの運動や発展の内面的な連関を明らかにする試みがなされた。

人類の歴史は、もはや無意味な暴力行為の乱雑なもつれあいではなく、人類そのものの発展過程であり、あらゆる外見上の偶然性を通して貫いている内面的な法則が、いまや思考の課題となった。

しかし、ヘーゲルは、世界史の発展を彼の思想の展開の検証にすぎないと考え、本質的には観念論者であった。ヘーゲル流の

弁証法的方法は、自然科学が提供する形而上学的唯物論の諸材料を使って、唯物論的な弁証法的世界観を展開し、そうした展開の方法に立て直されなければならなかった。

V 近代唯物論——唯物弁証法

近代唯物論は本質的に弁証法的であって、自然でも人間の歴史でも、人間自身の精神活動でも、それらの連関、連鎖、運動、生成と消滅においてとらえる。歴史はそれら自身の内的な諸関連にとって、外的な絶対理念といった思想によって規定されるのではない。歴史はそれらの内的な関連そのものの発展過程であり、その発展過程の運動法則を発見することが唯物論の課題となる。

したがって、それは、ヘーゲルの論理学を、世界全体、その発展と人類の発展、さらにこの発展の人間の頭脳における映像を正確に示す唯物論的な弁証法的方法に作り直さなければならない。それは、万事はけっきょく形而上学的にではなく弁証法的小おこなわれているということを示す。マルクスは『経済学批判』で彼が編み出した方法を提起したのである。

【予告】

下記の日程で、第3回『政経研究』奨励賞表彰式を開催いたします。

第3回『政経研究』奨励賞

村上研一氏

(中央大学商学部准教授)

対象論文「「輸出大国」の行き詰まりと地域循環経済への課題」
『政経研究』No.108, 2017, pp.3-17

日にち 2019年11月13日(水)

時間 15時より

場所 公益財団法人政治経済研究所3F会議室

現代経済研究室 I

MMT（現代貨幣理論）の有効要因の解明

坂本 暉正

（さかもと・てるまさ 公益財団法人政治経済研究所評議員）

本稿は、2019年10月3日に開催された、当研究所の「現代経済研究室」主催の研究会「財政債務と MMT、ハイパーインフレ」の報告のうち、紙幅制約上、MMT の有効 5 要件に絞った要旨である。

約 1,294 兆円もの返済不能水準の財政債務を抱える日本は、今後、高齢化の社会保障、劣化した公共インフラの取替・修理、激甚災害、子育て・教育拡充など、財政支出は“爆増”するが、税収は不足するから、財源確保に MMT の実践が必要になると思われる。実際に、「異次元の金融緩和」は、事実上、MMT 政策と整合的といえるが、その場合、財政破綻やハイパーインフにならない、有効要件を認識しておくことは重要である。なお、MMT は租税を代替するものではない。

I MMT の要点

MMT は、藤巻健史議員（参院）等の国会質疑や、MMT 主導者のステファニー・ケルトン教授（ニューヨーク州立大）の来日講演（本年 7 月）など、注目されている。日銀・黒田総裁によると、「自国通貨建て政府債務はデフォルトすることはないので、・・・財政赤字や債務残高などを考慮せずに、（財政出動を図り）景気安定化に専念すべきである」と要約される。

ケルトン教授によると、MMT は、巨額財政債務下において、日銀の国債保有が 456 兆円（約 47%）にも達しながら、貸出し

金利が 0.5% もの低金利という「異次元の金融緩和」の日本の経験により実証されたと、主張されている。

II MMT の有効な要件（5 要件）

MMT は無限、無制限に有効ではなく、制約要件があるにもかかわらず、「デフォルトを引き起こさないから、財政借金が無限に可能である」かのような報道や誤解があり、無限の財政借金は財政破綻するとか、ハイパーインフレが起きる、などの批判が絶えない。MMT の制約条件は、財政債務の金額でなく、「インフレ率」であると主張されているが、MMT では、緊縮財政を棚上げし、財政出動によるデフレ脱却、景気回復を目指しており、インフレ率が指標であるのは妥当といえる。しかし、インフレ率だけでなく、解明されていない重要な制約条件が 5 つあり、それを明確にした。

(1) 有効要件の第 1 条件

～国債金利 1% 程度以内

財政出動して景気が回復し、2% 程度の物価上昇があった場合、市場金利がどの程度上昇するか即断できないが、その時に、約 1,300 兆円もの債務残高がある現状において、（低利国債の償還後に）国債の新発債の金利が 2%、3% となると、現在、年間 9 兆円の国債利子が、26 兆円とか 39 兆円に跳ね上がり、税収が 60 兆円規模では、

債務残高は雪だるま式に膨張する一方であり、財政維持は困難となる。故に、国債金利 1 %程度以内とする、物価上昇と経済成長を目標とされねばならない。これが、第 1 条件である。

(2) 有効要件の第 2 条件～国内生産力

第 2 条件は、国民の必要物資を供給する国内の生産力があることである。これがあれば、ハイパーインフレは起きない。日本は、円高により、海外移転が起き、他方、安価な輸入品の攻勢により国内生産が崩壊過程にあり、現水準の円高やさらなる円高では、国内生産が縮小する。円高是正が必要である。

(3) 有効要件の第 3 条件

～輸入に対する外貨保有

第 3 の条件は、外貨保有である。資源・エネルギーや生活物資の輸入に必要な外貨を保有しなければならない。外貨が不足すると、円が下落し、暴落する可能性があり、国内は輸入ハイパーインフになる。これが、ハイパーインフレのメカニズムである。

日本は、近年、海外子会社や海外投資の受取配当金等が 20 兆円程度ある一方で、円高により、貿易の外貨稼働力が落ちており、この動向も重要である。

なお、第 1 次世界大戦後のドイツで起きた 1 兆倍のハイパーインフレを検討することなく単純に引用し、膨大な国債発行はハイパーインフレを引き起こすと指摘する学者・エコノミストは多数いる。しかし、その主要な原因は、ドイツは、第 1 次大戦後のベルサイユ条約でフランスから、天文学的戦争賠償金を課され、ライヒスバンクに公債を引き受けさせ、大量の通貨を発行したが、賠償金を支払う外貨が不足し、外貨調達するために多額のマルク売り・外貨買

いを行い、マルクの価値が下がったこと、および戦争による生産設備破壊で、物資の供給能力が不足したことなどである。日本の状況とは無縁である。

現在進行中のベネズエラの 200 万%ものハイパーインフレも、同様に、国内生産不足と外貨不足が原因である。前政権の時、世界一の埋蔵量の石油資源で稼いだ外貨を財源に、国民福祉の財政政策を行った。物資の価格を低く抑える政策を行ったために、国内企業が採算割れし、廃業・撤退し、国内生産が崩壊した。食料や医薬品など生活物資は輸入依存が高くなったが、石油価格が 1 バレル 30 ドルとか 40 ドルの時代を迎え、外貨不足に陥り、200 万%のような超ハイパーインフレとなっている。

物資輸入の外貨を調達するには、ベネズエラの通貨 BsF を売り、ドルを購入するために、ドルを保有して、“ドルを売り BsF を買ってくれる投資家”を探すことになるが、BsF を買い保有しても使い道も価値もないから、BsF の購入希望者は少ないか、無い。「BsF 売り・ドル買い」を押し進めると、BsF の価値は下がる一方になる。価値が下がると買手は損失となるから、誰も見向きもしなくなる。価値が下がると、更に下がると予想され、歯止めなく下がる。このスパイラルにより、BsF の大暴落が起き、つまり輸入物価のハイパーインフレを引き起こしたのである。これがハイパーインフレのメカニズムである。

ハイパーインフレは、「外貨」が絡む時に起き、絡まなければ国内通貨だけの取引では起きない。

(4) 有効要件の第 4 条件

～対外債務に対する外貨準備

第 4 の条件は、対外債務（海外からの対日投資・貸付）に対する外貨準備である。外資が撤退する時に、外貨（ドル）支払い

が発生するので、十分な外貨準備が必要である。

外貨準備が不足すると、ハイパーインフレの可能性がでてくる。外貨準備の不足が予見されると、ヘッジファンド等が、空売りを仕掛け、暴落させて荒稼ぎする危険性もでてくる。92年のポンド危機や97年のアジア通貨危機と同じ構図になる。

この要件との関連では、外資ファンドでなく、国内の投資家が、こぞって海外の高金利を狙って、円売りの海外投資を急激かつ巨額に行う場合である。金額的に時間的にゆっくり進んでいけば、円安効果を生み、国内生産や輸出を活性化させるが、急激で巨額な場合はハイパーインフの危険性がある。

(5) 有効要件の第5条件

～完全雇用・インフレ制約

第5の条件は、完全雇用・インフレ兆候がないことである。MMTで述べられている「インフレ要件」である。完全雇用・インフレ兆候が出た場合は、財政出動の停止、課税執行など、インフレ抑制政策を実行する。有効な課税執行については、紙幅の制約上、割愛する。

以上が有効5要件である。これまで、この説明が不十分であったために、十分に理解していないMMT推進者も、多くの学者・エコノミストがいる。

これらの要件が維持される限りMMTは有効性を維持できるが、そうでない場合は財政破綻やハイパーインフレの危険が伴うのである。

現代経済研究室Ⅱ

GAFANAなどデジタル大企業の財務構造

小栗 崇資

(おぐり・たかし 駒澤大学経済学部教授)

政治経済研究所で行った報告では、前半でGAFANAなどのデジタル企業と従来型企業の財務構造を比較し、後半ではデジタル企業の財務構造で説明すべき問題点を明らかにした。前半の分析については近刊の編著『多国籍企業・グローバル企業と日本経済』（新日本出版社）を参照されたい。ここでは後半の要点を紹介したい。

デジタル企業の財務構造においては、次のような検討すべき課題があるように思われる。

- ・費用と収益の対応関係が希薄であり間接的であること
- ・価値の源泉が隠れた無形資産にあること

I 費用・収益対応の希薄性・間接性

第1の費用と収益の対応関係の希薄性・間接性は、次のようなデジタル企業のビジネスモデルと関連している。特にフェイス

ブックの収益構造に現われているが、フェイスブックの収益の多くは、フェイスブックが提供するソフトの利用者からではなく、そのプラットフォームソフトに搭載される広告を提供する業者から支払われる広告料から構成されるという点である。このようなビジネスモデルは **two-sided platform business** と呼ばれる。

two-sided ビジネスモデルの特徴は、一般利用者はプラットフォームのソフトを無料で使用し、両者間には基本的に対価のやり取りが発生しないことである。ソフト利用において付加的なサービスやアプリの販売がある場合は、代金や手数料が生じることは言うまでもない。しかし重要な点は、プラットフォームの収益の多くはプラットフォームに加わる関連業者の広告料から発生することにある。関連業者はプラットフォーム内で行う広告から生まれる一般利用者の商品・サービス等の購買を期待しており、その広告の視聴があった場合に、プラットフォームに広告料を支払う仕組みが作られている。プラットフォームが生み出した場（マーケット）で商売をする関連業者が、広告料という形でプラットフォームに支払いをするという形態である。

この場合、従来のような商品やサービスを取引して対価が生じるという、費用・収益の対応関係はここにはほとんど存在しないか、存在しても非常に間接的である。したがって費用と収益の対応性・関連性がきわめて希薄である。費用は資本投下から生まれるので、資本・利益の関係も容易には見出し難い構造がここには生まれている。資本の意識の中では資本利益率を企業活動の基軸とする形で資本主義が形成されてきた (Bryer, 2018)。しかし、デジタル企業においては資本利益率の意味が変容しており、その点の解明が必要となる。

プラットフォームのビジネスは、個々のアプリやサービスの開発というよりは、

プラットフォームの仕組みや枠組みそのものの開発を志向している。その中で生まれる一般利用者のコミュニケーションやネットワークに価値（収益）創造の源泉を求めているように思われる。そうした関係性を生み出すようなソフト（商品）は従来のモノ作りを含む産業の上に位置し、そうした従来型産業を組み換え、作り変えるような形で、ある意味で社会構造の再編成を伴うようなビジネスとなっている。そうした事象は従来のような費用・収益の構造や資本・利益の関係では表わすことができないと考えられる。したがって、これまでのような財務構造分析ではその解明が困難になってきているのである。

II 隠れた無形資産

第2に、プラットフォームの利益の源泉は隠れた無形資産にあることが指摘されている。費用・収益の対応関係を多少でも把握するためには、無形資産についての解明が重要となっている。無形固定投資は有形固定投資をはるかに上回る規模となっているにもかかわらず、現在の会計（財務諸表）は無形資産についての情報を開示することができていない (Haskel and Westlake, 2018)。

なぜ会計において多くの無形資産が開示されないかといえば、自己創設無形資産の計上禁止という点にある。特許権のような外部から購入したものには客観的な原価が付けられるが、企業内部で形成されたノウハウやブランドは測定することができないからである。また何を無形資産とするかについても明確ではない。日本の場合は限定であるのに対し、国際会計基準 (IFRS) にはかなり広い項目が含まれている。そうした隠れた無形資産は企業買収 (M & A) の際には表面化する。高く企業を買った場合には、その差額分にどのく

らい無形資産があるかを判定し、残りを「のれん」とする処理が行われることになる。

研究開発投資の会計処理も問題となる。現在のアメリカ基準では、研究開発投資は全額、「研究開発費」として費用処理され、国際基準ではごく一部が無形資産とされる処理が行われる。なぜ、ほぼ全額が費用とされるかといえば、研究開発が成功して資産価値を持つかどうかは不確実であるからとされている。それに対して Lev and Gu (2016) はそれを無形資産化すべきであると主張する。そこにデジタル企業の利益を生む源泉がある以上、成功の割合にこだわるのではなく資産化（資本化）することが重要な情報となるということである。無形資産を資本への追加投資に組み替えれば、資本合計も増やすことができる。

無形資産をどのように客観的な資本の活動として捉えるかが、財務構造の分析において重要となっている。

III デジタル企業の価値の源泉は何か

デジタル企業の価値については、経済学的にはさらにいくつかの理論問題や政策問題を検討すべきであろう。デジタル企業・プラットフォーム企業が生み出すものには、人間の社会的交流への欲求や生活の利便性や文化性を求める欲求を満たす使用価値があるのではないか。コミュニケーションやネットワークそのものが価値となっていると考えられる。そうした価値は、人間の精神（知的）労働から形成されるもので、労働時間ではなく人間の一般的知性が価値の源泉となっているのではないか（『資本論草稿集』②、489 ページ）。

デジタル・プラットフォーム企業が生み出す資本主義には肯定と否定の二面が存

在すると考えられる。

- 肯定面 — 人間の共同欲求を発展させる可能性を持つ。市場の無政府性を縮小させ計画的生産・消費へと進む可能性、民主主義を深化させる可能性を持つ。
- 否定面 — 資本の生産力としての限界性と歪みを有する。情報の管理・悪用により人間の心と身体への支配が展開され（人権侵害と監視社会化）、巨額のキャッシュフローが無政府的に生み出される（悪質なタックスヘイブン利用）。

われわれはこうしたことを解決することによって、ポスト資本主義に歩を進めることができるかと考えるのであるが、どうであろうか。

<参考文献>

- 小栗崇資・夏目啓二編著（2019）『多国籍企業・グローバル企業と日本経済』新日本出版社。
- Bryer R. A. (2017), *Accounting for Value in Marx's Capital: The Invisible Hand*. Lexington Books.
- Lev B. and Gu F. (2016), *The End of Accounting and the Path Forward for Investors and Managers*, John Wiley and Sons, Inc. （邦訳：伊藤邦雄監訳『会計の再生』中央経済社、2018年）。
- Haskel J. and Westlake S. (2018), *Capitalism without Capital: The Rise of the Intangible Economy*, Princeton University Press.

研究所の動向（2019年4月～6月）

理事会

2019年4月29日 第1回理事会

役員等の改選について（評議員会での意見を受けての理事・監事の組織構成について・理事候補、監事候補、評議員候補・東京大空襲・戦災資料センター次期館長について）／評議員会の意見を受けた財務関係について（公益法人会計について・リニューアル募金の使途について・法人内部の各会計部門間の移動について）／研究員の採用について／第3回『政経研究』奨励賞について／公開研究会／戦災資料センター運営委員長代行について／短時間勤務者就業規則案について／井上祐子主任研究員への回答について／浦田監事の意見について／吉田理事の新書大賞を記念する公開研究会について／理事会、『政経研究』編集委員会、『政経研究』奨励賞選考委員会について

2019年5月31日 第2回理事会

評議員会の開催日について（2019年6月14日15時～17時決定について・政治経済研究所3F会議室会場について）／2019年度6月定期提出書類について（2018年度事業報告書について・2018年度決算について）／監事監査について（会計監査について・業務監査について）／監査報告書の文言訂正について／2017年度決算書修正について／役員等（役員・評議員）の改選について／東京大空襲・戦災資料センター次期館長について（吉田裕氏の次期館長候補について）／研究員採用について／科学研究費助成機関について／2019年度研究費配分について／浦田監事からの提言—評議員会における意見表明について

2019年6月14日 第3回理事会

『政経研究』奨励賞選考委員会について

評議員会

2019年6月14日 6月定期評議員会

定期提出書類について（2018年度事業報告書について、2017年度決算書類修正、2018年度決算書について、監事監査報告書）／役員等改選について（理事候補者について、監事候補者について、評議員候補について）

委員会等

2019年4月4日 研究委員会
2019年4月14日 リニューアル小委員会
2019年4月26日 運営委員会
2019年5月9日 研究委員会
2019年5月27日 運営委員会
2019年6月2日 リニューアル小委員会
2019年6月24日 運営委員会

研究会・研究室

2019年6月3日 現代経済研究室・金融問題研究室 共同研究会 齋藤壽彦「財政赤字をめぐって」
2019年6月26日 定例研究会 佐藤亮治「労働価値論と弁証法的唯物論」
2019年10月3日 現代経済研究室研究会 坂本暉正「返済不能の財政債務、MMT、デフォルト・ハイパーインフレ」

刊行物

2019年4月 合田寛「緊縮の英国と若者の反乱」消費者法ニュース119
2019年5月 柳啓明 2019年度歴史学研究会大会趣旨説明 近代史部会「移動する人びとの「地域」、『歴史学研究会』5月号 No.983
2019年6月 松田真由美 コラム「日産とルノーの関係」、『経済』2019年6月号、新日本出版

東京大空襲・戦災資料センターの取組

2019年4月29日 開放型見学イベント
2019年5月25日 被弾ピアノコンサート
2019年6月23日～7月21日 2019年度第1回特別展「遺品が語る沖縄戦」

研究所関連の報道

2019年5月10日 朝日新聞 オピニオン&フォーラム インタビュー 語り継ぐ東京大空襲
2019年5月29日 しんぶん赤旗 焦点・論点 元号で「時代」を画すことはできない
2019年6月6日 東京民報 奏でよう希望のピアノ 山の手空襲で被災、焼失免れ

2019年6月23日 東京新聞 遺品が語る
沖縄を開催

2019年6月24日 沖縄戦 語りかける遺
品

〈前号「研究所の動向」修正〉

評議員会

2019年6月提示評議員会→2019年6月定
時評議員会

委員会等

2019年2月12日 東京大空襲・戦災資

料センター2019年度第10回臨時運営委員
会

→2019年2月12日 東京大空襲・戦災資
料センター2018年度第10回臨時運営委員
会

2019年2月25日 東京大空襲・戦災資
料センター2019年度第11回運営委員会

→2019年2月25日 東京大空襲・戦災
資料センター2018年度第11回運営委員会

2019年3月25日 東京大空襲・戦災資
料センター2019年度第12回運営委員会

→2019年3月25日 東京大空襲・戦災
資料センター2018年度第12回運営委員会



2019年7月1日館長交代に伴う記者会見